**指定介護福祉施設サービス利用契約書**

高山市三福寺町１１１０番地の５

社会福祉法人　清　徳　会

特別養護老人ホーム　豊 楽 園

重要事項説明書　　　　　　　　　　（P．　２～　P．１２）

指定介護福祉施設サービス利用契約書（P．１３～　P．２１）

重要事項説明書

指定介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法で規定される厚生労働省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）に基づき、当事業者がお伝えすべき事項は次のとおりです。

１．事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 社会福祉法人清徳会 |
| 所在地 | 岐阜県高山市新宮町1322番地の1 |
| 電話番号 | 0577-36-5565 |
| 代表者の氏名 | 理事長　剱田　廣喜 |
| 設立年月日 | 昭和63年10月18日 |

２．施設について

（１）名称・所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設  平成12年4月1日岐阜県指定　2172700078 |
| 施設の名称 | 特別養護老人ホーム　豊楽園 |
| 施設の所在地 | 岐阜県高山市三福寺町1110番地の5 |
| 電話番号等 | （電話）0577-32-5565　（FAX）0577-32-5567 |
| 施設長（管理者）の氏名 | 澤田　雄一 |
| 開設年月日 | 平成元年4月8日 |

（２）施設の目的

要介護状態にある高齢者に対し適切な介護サービスを提供します。また、入所者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的とします。

（３）施設の運営方針

施設の運営について管理者並びに職員は、次の運営方針に従い業務を遂行する。

　　①施設は、施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の介助、機能回復訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助する。

　　②施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供する。

③施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（４）施設の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷　地 | | 9,075.51㎡ |
| 建　物 | 構　造 | 鉄筋コンクリート造　一部2階建 |
| 延床面積 | 2,847.87㎡ |
| 利用定員 | 50名（短期入所併設4名） |

（５）居室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居室の種類 | 室　数 | 面　　　積 |
| 1人部屋 | 4 | 11.07㎡、11.27㎡、14.62㎡×2 |
| 3人部屋 | 10 | 32.55㎡、33.10㎡、33.35㎡×8 |
| 4人部屋 | 5 | 29.64㎡×2、43.65㎡×2、44.37㎡ |

※内、4人部屋（29.64㎡）１室については短期入所生活介護

（６）主な設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 数　量 | 特　色 |
| 食　堂 | １ | 車椅子対応昇降ﾃｰﾌﾞﾙ |
| 機能訓練室 | １ |  |
| 一般浴室 | １ |  |
| 機械浴室 | 特殊浴槽2台 | 車椅子浴･順送浴 |
| 医務室 | １ |  |
| 洗面所 | 3 |  |
| トイレ | 3 | ｼｬﾜｰﾄｲﾚ設備有 |

※当施設では、上記の居室及び設備を用意しておりますが、入所される居室について

は、入所者の心身の状況や居室の空き状況により決定をいたします。また、入所後

施設運営上の都合により居室を変更する場合があります。

３．職員

（１）施設長（管理者）

運営方針を遵守し、施設の従業者管理及び業務の管理を一元的に行います。

（２）生活相談員

運営方針を遵守し、入所者や身元引受人への相談業務及び快適な介護サービスが提供できるよう支援します。

（３）介護職員

運営方針を遵守し、ケアプランに沿って適切な介護サービスを行います。

（４）看護職員

運営方針を遵守し、常に入所者の心身の状況を把握しケアプランに沿って介護等のサービスを行います。

（５）栄養士（管理栄養士）

運営方針を遵守し、入所者の嗜好を考え食事の相談に応じ、栄養状態を適切にアセスメントし、調理員等と連携をとり食事等のサービスを提供します。

（６）医師（非常勤嘱託医師、非常勤歯科医師）

運営方針を遵守し、入所者の健康管理を行います。

（７）機能訓練指導員

運営方針を遵守し、入所者の機能回復訓練を行います。

（８）介護支援専門員

運営方針を遵守し、入所者の人格を尊重し、ケアプランを作成します。

（９）事務員

運営方針を遵守し、必要な事務を行います。

（10）調理員

運営方針を遵守し、入所者の食事等の調理を行います。

４．施設サービスの概要と利用料

（１）介護保険給付によるサービス（ケアプランにもとづき下記のサービスを実施します。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 内　　　　　　容 | 自己負担額 |
| 排　泄 | 入所者の状態に応じて介助します。 | サービス利用料金の１割をご負担いただきます。 |
| 入浴・清拭 | 週2回行います。 |
| 離　床 | 離床の介助をします。 |
| 着替え | 着替えの介助をします。 |
| 整　容 | 身の回りの介助をします。 |
| シーツ交換 | 週1回行います。 |
| 機能訓練 | 非常勤機能訓練指導員による機能訓練を入所者の状況にあわせて行います。 |
| 健康管理 | 当施設の嘱託医師及び嘱託歯科医師より、診察日を設けて健康管理を行います。 |
| 介護相談 | 入所者とその家族からのご相談に応じます。 |
| 栄養管理・食事 | 入所者の状態に応じた適切な食事を提供します。 |

（２）サービス利用料金

日額は下記の料金表のとおりです。入所者の自己負担額は表中の種別「９．自己負担額合計」となります。

（日額：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 1.利用者の要介護度別介護サービス利用料金 | 5,890 | 6,590 | 7,320 | 8,020 | 8,710 |
| 2.日常生活継続支援加算 | 360 | | | | |
| 3.看護体制加算 | 190 | | | | |
| 4.夜勤職員配置加算 | 220 | | | | |
| 5. 上記1～4の合計のう  ち、介護保険から給付  される金額（90％） | 5,994 | 6,624 | 7,281 | 7,911 | 8,532 |
| 6. 介護サービス利用に係る自己負担額（10％）  **(1+2+3+4-5)** | 666 | 736 | 809 | 879 | 948 |
| 7.食事に係る基準負担額 | 1,445 | | | | |
| 8.居住等における滞在費 | 915 | | | | |
| 9.自己負担額合計  **(6+7+8)** | 3,026 | 3,096 | 3,169 | 3,239 | 3,308 |

※介護報酬の改定に伴い料金の変更があります。（通常は3年ごと）

※一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になります。

①上記のほか、入院や外泊は月6日を限度として、1日につき246円（外泊加算）を加算します。また、居住費について入院・外泊中は１日につき915円を負担割合に応じ徴収します。

　入院や外泊等で空床となった期間において、事前に了解を得たうえでショートステイに使用する場合があります。その期間の居住費は発生いたしません。

②個別訓練計画にもとづき、機能訓練を実施した場合には、1日につき12円を加算します。

③経口維持計画に基づき、医師の指示を受け、管理栄養士が継続して経口による食事の摂取を進めるための、特別な管理を実施した場合には、1日につき400円又は500円を加算します。

④療養食を提供した場合には、1回につき6円（1日3回を限度）を加算します。

⑤若年性認知症の方を受入れた場合は、1日につき120円を加算します。

⑥医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した入所者に対して十分な説明を行い、合意を得ながらその人らしさを尊重した看取りが出来るよう、支援するものとして看取りの要件を満たした場合、死亡された場所にかかわらず次のとおり死亡日を含め45日を限度として加算します。

（ⅰ）死亡日･･･1,280円

（ⅱ）死亡日の前日・前々日･･･680円／日

（ⅲ）死亡日以前4日以上30日以下･･･144円／日

（ⅳ）死亡日以前31日以上45日以下･･･72円／日

⑦安全対策体制加算として、入所時に1回に限り1月につき20円を加算します。

⑧厚生労働省に介護に関わる情報を提供した場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40円を加算します。

⑨介護職員等処遇改善加算として、介護サービス利用料金の14.0％を加算します。

（３）介護保険給付外のサービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 内　　　　容 | 自己負担額 |
| 食　事 | 食事時間  朝食 7:45～8:30  昼食 11:45～12:30  夕食 17:30～18:30  食事場所  出来る限り離床を促し食堂で摂取します。なお、食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談ください。また、医師の指示による特別食もご用意できます。 | 基準負担額  1日1,445円  ただし、所得に応じ負担上限額が適用されますので「（4）所得段階に応じた負担上限額」を参照して下さい。 |
| 居　住 | 滞在費として居住等に要した費用。 | 多床室　１日915円  ただし、所得に応じ負担上限額が適用されます。「（4）所得段階に応じた負担上限額」を参照して下さい。 |
| 理髪・美容 | 個人で依頼していただきます | 実費負担となります。 |
| 喫茶・売店等 | 喫茶・自販機コーナーを用意しております。 | 実費負担となります。 |
| 日常生活品 | 原則、日用生活品は施設で支給いたしますが、個人の嗜好品の購入は、ご本人若しくは家族とします | 当施設で購入した場合は、実費負担となります。 |

※経済状況等の変化、その他やむを得ない事由により料金の変更をさせていただく場合があります。

（４）居住費・食費の所得段階に応じた負担上限額について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　　象　　者 | | 居住費 | 食費 |
| 本人および世帯全員が市民税非課税 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方  （第3段階②） | 430円 | 1,360円 |
| 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下の方  （第3段階①） | 430円 | 650円 |
| 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方  （第2段階） | 430円 | 390円 |
| 老齢福祉年金受給者  （第1段階） | 0円 | 300円 |
| 生活保護受給者  （第1段階） | | 0円 | 300円 |

※所得に応じ、食費及び居住費の負担限度額を保険者が決定します。なお税制改正等により金額が変更される場合があります。

※配偶者の所得及び預貯金等の資産も負担限度額の算定に勘案されます。

（５）高額介護サービス費について

サービス利用料金について、自己負担額の一定額を超えた部分を高額介護サービス費として払い戻す制度があります。詳しくは市町村の窓口へお尋ね下さい。

（６）その他の費用について

日常生活に必要な物品につきましては、当施設で準備いたしますが、入所者の方が特別に選定された物品及びインフルエンザ等の予防接種、定期的に実施するレントゲン撮影については、全額負担していただく場合もあります。

（７）社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

当施設では、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を提示した利用者の利用料（1割自己負担、食費、居住費）に関して、確認証に記載されている減免割合で減額を実施します。

（８）利用料金の支払方法について

前月（1日から月末まで）のご利用に対する利用料金請求書を翌月15日までに送付します。

お支払いは、毎月27日（休日に当たる場合は翌日）に指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。この場合、領収書は翌月の請求書送付時に同封してお送りいたします。

自動引き落としの契約ができない場合は、同封の振り込み用紙にて請求書が送付された当月の月末までに金融機関からお振り込みください。この場合は、金融機関が発行する領収書で当法人の領収に代えさせていただきます。

指定振り込み金融機関及び口座番号

高山信用金庫　三福寺支店 (さんふくじしてん)普通預金 №００３１３１５

名　　　義

社会福祉法人　清徳会　　特別養護老人ホーム　豊楽園

５．苦情等の申立て窓口

　当施設の介護サービスについて、不明な点や疑問、苦情については、下記の苦情相談窓口で対応します。また、ご意見箱や、当事業者で設置する第三者委員での受付けも致しておりますのでご利用下さい。

（苦情相談窓口）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　当　者 | 受付時間 | 連絡先 |
| 管　理　者 | 8:30～17:30 | 0577－32－5565 |
| 生活相談員 | 0577－32－5565 |

（第三者委員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 受付時間 | 連絡先 |
| 田中　正躬 | 8:30～17:30 | 0577－32－6643 |
| 中丸　輝彦 | 0577－33－5983 |

※第三者委員とは、苦情解決に社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため外部の有識者に委嘱した組織です。

（行政機関等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 受付時間 | 連絡先 |
| 高山市　高年介護課 | 8:30～17:15 | 0577－35－3178 |
| 高山市包括支援センター | 8:30～17:15 | 0577－35－2940 |
| 岐阜県運営適正化委員会 | 8:30～17:15 | 058－278－5136 |

６．協力医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 連絡先 |
| 久美愛厚生病院 | 0577－32－1115 |
| 高山赤十字病院 | 0577－32－1111 |

※協力医療機関とは、入所者の健康や生命を守るため、緊急時を含めた通院や入院の際に協力をいただく地元医療機関です。

７．入所者の健康管理等について

　 当施設の担当医師、歯科医師により、健康管理を実施いたします。それ以外の医療

につきましては、他の医療機関による往診や入通院等で対応致します。なお、受診費

用は医療保険適用となりますので別途自己負担でお願いいたします。

８．非常災害時の対応

|  |  |
| --- | --- |
| 災害時の対応 | 別に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にもとづいて対応を行います。 |
| 近隣との協力関係 | 三福寺町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。 |
| 平常時の訓練 | 別に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にもとづいて夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。 |
| 防災設備 | ・スプリンクラー　・自動火災報知器　・誘導灯  ・ガス漏れ報知器　・排煙窓・防煙壁　・屋内消火栓  ・非常通報装置　　・漏電火災報知器　・非常用電源  ・カーテン・布団等は、防炎性能のある物を使用しております。 |
| 消防計画等 | 高山消防署へ提出（毎年）  防火管理者 施設長 |

９．当施設利用にあたっての留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 来訪・面会 | 面会時間　8:30～20:00  来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度面会受付票に記載し届け出てください。来訪者が宿泊される場合には事前の許可が必要です。 |
| 外出・外泊 | 所定の届出書が必要です。 |
| 居室・設備  器具の利用 | 施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従って利用して下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 |
| 喫煙・飲酒 | 敷地内全面禁煙。飲酒についてはご相談下さい。 |
| 迷惑行為等 | 他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 |
| 所持品の管理 | 自己管理を原則とします。なお、貴重品についてはご相談下さい。 |
| ハラスメント | ハラスメントに該当する行為により、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解ご了承下さい。 |

10．事故発生の防止及び発生時の対応について

　　事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

（１）事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合の報告、改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備します。

（２）事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に実施します。

　　また、施設内において、予期せぬ事故が発生した時は、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

①入所者及び身元引受人への対応

（ⅰ）最善の処置

介護事故が発生した場合、先ず入所者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、看護職員とともに最善の処置を行います。

（ⅱ）管理者への報告

速やかに管理者に報告するとともに、状況に応じて担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

（ⅲ）入所者及び身元引受人等への説明

できるだけ速やかに入所者や身元引受人に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

（ⅳ）事故記録と報告

速やかに事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

②行政機関等への報告

重大な介護事故や死亡事故等が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

11．虐待の防止について

入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置

を講じます。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）虐待の防止のための指針を整備し、職員に対して、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。

12．衛生管理等について

　　　 施設において感染症又は食中毒が発生した場合は、それがまん延しないように、次

に掲げる措置を講じます。

（１）施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを整

備し、職員に対して感染症等を防止するための研修及び訓練を定期的に実施します。

13．身体的拘束等の適正運用について

　　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

　　また、介護サービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護　するため緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）除き、身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。ただし、身体的拘束その行動を制限する行為を行うときは入所者及び身元引受人に十分説明いたしますが、身元引受人に対して事前に説明できない時は事後すみやかに説明し同意を得ます。

14．個人情報の保護について

当施設では、個人情報保護に積極的に取り組み、よりよい介護サービスの提供等本来の利用目的の範囲を超えて利用はいたしません。なお、この場合の個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を選別できる情報をいいます。

15．業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（１）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約の有効期間中に、指定介護福祉施設サービス利用契約書第7条(契約の終了)に規定する事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し退所していただくこととなります。

なお、同契約書第7条の第3号、第6号、第7号についての詳細内容は以下のとおりです。

（１）第3号については、甲は乙に対して、2週間以上の予告期間をもっていつでも

契約の解除（更新拒絶の申し入れ）を届け出ることができます。予告期間満了日

に契約が終了します。

（２）第6号については、常時の吸引（咽頭より奥の吸引）・点滴・透析・酸素吸入等の医療措置が必要になったとき又は入退院を繰り返す状況になったときもしくは

入院中に病院の主治医師から退院の見込みがないと判断されたときに契約が終了します。

（３）第7号については、甲について病院または診療所に入院する必要性が生じ、そ

の病院または診療所において甲を受け入れる体制が整ったときに契約が終了します。

17．円滑な退所のための援助

　　 入所者が当施設を退所する場合には、希望により、入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

18．入所者の所持品の引き取りについて

利用契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）は、すみやかにご本人や身元引受人又はご家族に引き取って頂きます。

引き渡しにかかる費用が生じたときは、身元引受人又はご家族負担となります。

19．身元引受人及び連帯保証人の責務について

入所者が当施設を利用するために必要なすべての事項に対する最終的な責任を負っていただきます。特に「指定介護福祉施設サービス利用契約書」の第15条（身元引受人）及び第16条（連帯保証人）に定める事項については必ずご確認ください。

20. 福祉サービス第三者評価実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| （1）実施の有無 | 有　　　・　　　無 |
| （2）実施年月日（直近実施日） | 令和　　年　　月　　日 |
| （3）実施した評価機関 |  |
| （4）評価結果の開示状況 |  |

指定介護福祉施設サービス利用契約書

甲（入所者）

　　　　　　　　　　　　　　　　 乙（事業者）社会福祉法人　清 徳 会

　　　　　　　　　　　 　　　　 （施　設） 特別養護老人ホーム 豊 楽 園

入所者（以下「甲」という。）は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム豊楽園（以下｢乙｣という。）の介護サービスを利用するにあたり、次のとおり「指定介護福祉施設サービス利用契約」を締結します。

記

（契約の目的）

第１条　本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。

２　乙は、介護サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分等に従って、介護サービス

を提供します。

３　甲は、乙からの介護サービス提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い、利用料の自己負担分を支払います。

（契約の期間）

第２条　本契約の有効期間は、本契約日から１年間とします。ただし、甲が本契約書第７条（契約の終了）に該当することなく、甲から契約期間満了2週間前までに更新の拒絶の申し出がない場合、甲は契約更新の意思があるものとし、本契約と同一内容で１年間契約を更新するものとします。以後も同様とします。

（施設サービス計画）

第３条　乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成する業務を担当させます。

２　介護支援専門員が、甲のためのケアプランを作成する際には、甲及び身元引受人から事情を聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送れるよう配慮します。

３　介護支援専門員は、甲のためのケアプラン作成後に、同計画の見直しの機会を設けます。また、甲のための介護の実施状況を把握し、必要に応じて同計画の変更をします。

４　乙は、6か月に1回以上ケアプランについて見直しの機会を設けます。また甲及び甲の身元引受人から見直しの要請があった場合、介護支援専門員にケアプランについて変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、甲及び身元引受人と協議してケアプランを変更するものとします。

５　乙は、ケアプランを変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護サービスの内容）

第４条　乙は甲に対し、前条により作成された甲のためのケアプランに基づき、「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

２　乙は甲に対し、前条により甲のためのケアプランが作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

３　介護サービスを実施するにあたり、できるだけ入所者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的としています。

（身体的拘束その他の行動制限）

第５条　乙は、甲又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除

き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

２　乙が甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場

合は、甲に対し事前にその内容について十分説明します。

　　　　また、この場合には事前又は事後すみやかに甲の身元引受人に対し、甲に対する行動制限の内容について十分説明し同意を得ます。

３　乙が甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第６条の介護サービス記録にその内容を記載します。

（介護サービス記録）

第６条　乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

２　甲及び甲の身元引受人は、乙に対しいつでも前項の記録の閲覧、コピーを求めることができます。コピーの場合、乙は、実費相当額を請求することができます。

（契約の終了）

第７条　次の各号に該当する場合は本契約は終了します。

（１）要介護認定の更新において、甲が自立又は要支援若しくは要介護度1又は要介

　　護度2と認定されたとき

（２）甲が死亡したとき

（３）甲が第8条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき

（４）乙が第9条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき

（５）甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる体制が整ったとき

（６）甲に常時の医療措置が必要な状況になったとき

（７）甲の入院期間が6日を超えるとき

（８）当法人が解散、破産等のやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合

（９）当施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

（10）当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（甲の解除権）

第８条　甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、2週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（乙の解除権）

第９条　乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契

約を解除することができます。

（１）甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を3か月以上滞納

したとき

（２）甲の行動が、他の入所者の生命又は健康に重大な影響を及ぼし、乙において十分な

介護を尽くしてもこれを防止できないと判断されるとき

（３）甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において

十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断されるとき

（４）甲が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為又は施設損傷行為をなし、改善の見

込みがないとき

（５）甲の身元引受人や家族が、甲の施設生活安定のための乙からの協力要請に対し、正

当な理由なく拒否するとき

（契約終了後の退所と精算）

第10条　本契約終了後、甲はすみやかに当施設を退所します。

２　契約期間中に契約が終了した場合、介護サービスの未給付分について、乙がすでに受領している利用料があるときは、甲に対し相当額を返還します。

３　この契約の終了により、甲が当施設を退所することになったときは、乙は予め甲の受

入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関

もしくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。た

だし、第9条第1号、第4号、第5号による退所については、この限りではありません。

（退院等による再入所の受け入れ）

第11条　第7条第7号により本契約が終了した場合にあっては、本契約終了時点において

甲が入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれ、かつその期間内に

退院した場合は、乙はやむを得ない事情がある場合を除き、甲から乙に対する当施設へ

の介護福祉施設サービス契約申込みに対して、優先して甲が再入所し介護サービスの提

供を受けることができるよう配慮いたします。

なお、やむを得ない事情とは下記のことをいいます。

（１）空室がない場合

（２）退院後も医療処置が必要であり、乙と嘱託医とで協議した結果、当施設では受け入

れが難しいと判断したとき

（守秘義務）

第12条　乙及び乙の職員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２ 　乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する個人情報を提供できるものとします

３　乙は、居宅介護支援事業者等に対して、甲に関する情報を提供する場合があり、予め本契約にて同意を得るものとします。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第13条　乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみや

かに甲の身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

２ 前項の場合において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損

害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合はこの限りではありません。

３　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を

減じることができます。

（介護サービスに関する苦情処理）

第14条　甲及び甲の身元引受人は、乙が提供するサービス等に疑問や苦情がある場合、い

つでも「重要事項説明書」に記載の苦情相談窓口に問合せや苦情の申立てをなすことが

できます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無並びに改

善の方法について甲に報告します。

２　乙は、甲及び甲の身元引受人から前項の問合せや苦情の申立てがなされたことをもっ

て、甲に対し、いかなる不利益や差別的取り扱いもいたしません。

（身元引受人）

第15条　乙は甲に対し、身元引受人を求めます。ただし、身元引受人を立てることができ

ない相当の理由が認められる場合は、成年後見制度及び日常生活自立支援事業に基づき、関係機関と協議して決定します。

２　身元引受人は、次の各号の責任を負います。

1. 甲が疾病等により医療機関に受診、入院する場合、手続きが円滑に進行するよ

　　う協力する。また、甲が入院中において医療処置の実施に対し、甲自ら判断できない場合に判断を下す。

（２）契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努め

　　る。

（３）甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引取りその他の必要な措置を講ずる。

（連帯保証人）

第16条　乙は甲に対し、連帯保証人を求めます。連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

（１）連帯保証人は、乙に対して甲が本契約上負担する一切の債務を、極度額100万

円の範囲内で連帯して保証する。本契約が更新された場合においても、同様とする。

（２）連帯保証人から請求があったときは、乙は、連帯保証人に対し、遅滞なく、甲

の利用料の支払い状況や滞納額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供し

なければならない。

（残置物の引取りについて）

第17条　第15条第2項3号の場合において、乙が甲の身元引受人に対し遺留金品の引取りを求めた後、2週間を経過しても引取りその他誠実な対応がなされなかった場合は、乙は慰留金品を身元引受人の費用負担で運送、焼却、廃棄物としての処分その他相当な方法で処分できるものとし、身元引受人はこれに対して異議を唱えません。

（サービス利用料金の支払い）

第18条　甲は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」に定

める所定の料金体系に基づき、甲が負担すべき額を乙に支払ものとします。

２　前項の他、甲は食費及び居住費と甲の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除

く）を乙に支払うものとします。なお、介護保険負担限度額認定を受けている利用者につ

いては、食費、居住費の金額は認定書の額とします。

３　前項に定めるサービス利用料金は、1か月ごとに計算し、甲はこれを翌月末日までに　指定した方法で支払うものとします。

４　1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（サービス利用料金の変更）

第19条　前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護報酬の改定、経

済状況の著しい変化その他諸般の事情によりやむを得ない事由がある場合、乙は甲に対

し、変更内容を事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更する

ことができます。

２　甲は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解除することができます。

３　甲が第1項に基づき契約内容を変更する場合は、契約内容の詳細をあらわした「重要事

項説明書」で乙が甲に対し説明し、同意を受け署名を得ることを以って契約の更新としま

す。

（裁判管轄）

第20条　この契約に関し、紛争が生じたときは、乙の住所地を管轄する裁判所を専属的な

第一審の管轄裁判所とします。

（契約に定めのない事項）

第21条　この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸

法令の定めるところを尊重し、乙は、甲及び甲の身元引受人との間で協議のうえ誠意を

もって解決するものとします。

私は、指定介護福祉施設サービスの提供に際し、入所者及び身元引受人に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）に定める重要事項の説明を行いました。

　　　　年　　 　月 　　　日

　　　指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム豊楽園

　　　説明者職氏名　　　　　生活相談員

本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

１．私（入所者及び身元引受人）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、理解したうえで指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。

２．契約書第12条第3項に定める規定について、会議等で必要な場合に個人情報（家族を含む）を用いることにつき予め同意します。

入所者（「甲」）　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、入所者の意思を確認したうえ次の理由により署名を代筆しました。

（１．寝たきり　　２．認知症　　３．手の障害　　４．その他　　　　　　　）

住所について入所者と同じ場合は「同上」と記入

署名代筆者　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

（署名代筆者と同じ場合は氏名・続柄を記入し、住所は「署名代筆者に同じ」と記入）

身元引受人　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

（署名代筆者若しくは身元引受人と同じ場合は氏名・続柄を記入し、住所は「署名代筆者若しくは身元引受人に同じ」と記入）

連帯保証人　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲との続柄　　　　　　）

乙は甲の申込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

事 業 者（「乙」）

　　 岐阜県高山市三福寺町１１１０番地の５

　　　名　　称 社会福祉法人　清　徳　会

　　　　　　　　　　　特別養護老人ホーム 豊　楽　園

　　　管 理 者　　　　　施設長　　澤　田　雄　一　　　㊞